別記様式第七（第３条第１項関係）（表面）（令３内官令１・全改）

【文書番号：　　】

年　　月　　日

退職手当返納命令書

殿

（退職手当管理機関）

国家公務員退職手当法第15条第１項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して３か月以内に　(1)　に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して６か月以内に　(2)　を被告として（被告を代表する者は　(3)　）提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金　　円

（既に支払われた一般の退職手当等の額） 円
（国家公務員退職手当法第15条第１項の規定により控除される失業者退職手当額） 円